

東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見

～ リスクに立ち向かい営農する農業者を支援するための施策 ～

新型コロナウイルスの感染拡大は東京農業にも様々な影響を及ぼしている。もともと農業は天候や災害、景況の影響を大きく受ける産業であり、常に様々なリスクを抱えながら営まれている。都民から多面的な役割を期待される東京の農地を守り農業を振興するためには、農業者が意欲を持って経営の維持・向上をはかれるような下支えや支援が欠かせない。

よって、東京都におかれては農業振興と農地保全に関する施策において下記事項を実現されるよう、東京都農業会議臨時総会の総意をもって意見を提出する。

記

1. 新型コロナウイルスに対応するための施策

(1) 緊急的な支援を可能にする施策の構築

このたびのコロナ禍により、学校給食向けに野菜等を生産する農家の多くは小中学校の休校で出荷先を失い、なかには生産物を廃棄せざるを得ないケースも見られた。また、花き類を生産する農家の多くが市況の著しい低下や売り上げ不振を被った。

区市町村やJAは農産物の販売等について支援を行っているが、先行きが不透明ななかで引き続き農家を支えられるか不安を抱えている。

そこで、都においては、新型コロナウイルス感染拡大の第二波、第三波に備え、区市町村やJA、生産者グループ等に対する緊急的な支援を行えるような施策を構築すること。

(2) 感染拡大防止のための東京版ガイドラインの作成

庭先販売や摘み取り販売を通じて消費者と直接対応する農家では、新型コロナウイルス感染拡大の不安を抱えながら、それぞれが対策をとって営農を続けている。こうした農家では、公的機関の指導に基づく対策を着実に実施すること、そしてその取組を消費者にアピールすることが信頼につながると考えられる。そこで、都においては直販農家向けの感染防止ガイドラインを作成し、普及すること。

2. 島しょ地域の農業に対する支援

島しょ地域では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が一層大きく農家に押し寄せている。主要な生産物である花き類や特産の野菜、果樹、加工品等の売上が不振で、観光客の大幅な減少が及ぼす影響や、昨年度の台風被害からの復興に伴う負担ものしかかっている。さらに、生活基盤が弱い新規就農者や研修生においては影響はなお深刻である。

都においては、自治体や関係機関とも調整しながら緊急相談窓口を設置し、農家が各種制度による給付や融資など必要な支援をすみやかに受けられるよう総合的にサポートする体制を強化すること。また、農家が生産意欲を失わないよう、出荷にかかる運賃や資材費に対する補助等の支援について引き続き充実をはかること。

3. 市街化区域内の新規就農者に対する支援

都市農地貸借円滑化法が施行され生産緑地の貸借が可能になったもとで、市街化区域内においても非農家出身の新規就農者が誕生している。一方、新たな担い手を支援するために国が交付する農業次世代人材投資資金（経営開始型）は人・農地プランへの位置付けが要件となっているが、市街化区域では同プランが実態に合わないため未だ策定できない状況にある。こうした新規就農者は資金の交付を断念せざるを得ない状況に置かれており、他の地域との格差が生じている。これは非農家出身の新規就農者に限らず、市街化区域内で営農する他の認定新規就農者等も同じ状況である。

そこで、都市農業の担い手を確保するためにも、都においては営農資金を交付する独自の事業を設けて新規就農者の経営確立を支援すること。

4. 特定生産緑地制度の啓発に取り組む区市への支援

都市農地を守るためには、都内の生産緑地の約8割が申出基準日を迎える2022年までの限られた期間において、生産緑地を持つ全ての農家に対し、特定生産緑地制度に関する正確な情報提供と農地の保全に向けた徹底した啓発を行う必要がある。東京農業のなかでも特に中核をなす生産緑地の減少を押し留められるか正念場を迎えているなかで、本会も都から委託を受け、各区市や農業委員会、関係機関・団体と連携しながら啓発活動に取り組んでいる。

しかし、各区市ではこのたびのコロナ禍により説明会等の開催が困難になっており、周知活動や申請の相談への対応が停滞している状況がある。そこで、都においては個別巡回等の手段で周知や相談対応に取り組む区市に対し支援を行うこと。

令和2年8月21日

一般社団法人 東京都農業会議 臨時総会